

施策 I-4-3	商業の振興
-------------	-------

目 的

- 地域が主体となつて行う商業の活性化や機能確保に向けた取組みに対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で、必要なときに買い物ができる環境づくりを目指します。

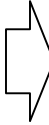
現 状 と 課 題

- モータリゼーションの進展による郊外立地型商業施設の増加により、中心市街地を形成してきた商店街は空洞化が進み商店街全体としての魅力が減少しています。また、中山間地域では、過疎化・高齢化により店舗の廃業が進んでいます。
- 平成 16 年県内小売業の従業者数は 47,675 人で平成 14 年に比べて 2,871 人、5.7% 減と大幅に減少しています。商店数も 9,927 店（同比 7.2% 減）年間販売額は 7,888 億円（同比 2.8% 減）と減少し、特に従業者規模 4 人以下の小規模商店数が大きく減少しています。
- 平成 16 年の小売店従業者 1 人当たりの年間販売額は 1,652 万円で、全国に比べやや低い状況です。
- 中心市街地では買い物を快適にできる商店街の再生、中山間地域では日常の生活必需品が購入できる身近な商業機能を確保する必要があります。
- 人口の減少などにより地域の購買力が縮小する中、商業のみならず、地域住民への生活サービス機能の確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組みが求められます。

取 組 み の 方 向

- 「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った商業振興への取組みを支援します。
- 市町村の商業振興ビジョン等に基づき、市町村や商工団体を主体に、地域が一体となって推進する取組みを支援します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店街の数（年間）	27 件		27 件
中山間地域で店舗整備等に取り組む商店の数（年間）	3 件		3 件

県が行う中心市街地等商業活性化対策事業等を活用するなど、空店舗対策や食料品を取り扱う店舗の整備等に取り組んだ商店街や商店の数です。取組み事業者数の維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
中心市街地等商業活性化対策事業 〔担当課〕中小企業課	○ 中心市街地において賑わいのある商業活動の場を創るため、空店舗活用などによる商店街の活性化や、アーケードや街路灯の設置による商業環境の整備などの取組みを市町村と連携して支援します。
中山間地域商業活性化対策事業 〔担当課〕中小企業課	○ 中山間地域において商業機能の確保を図るため、食料品等を取り扱う店舗の整備や移動販売車の取得などの取組みを市町村と連携して支援します。
大規模小売店舗立地法の適正な運用事務 〔担当課〕中小企業課	○ 大型店舗の立地により影響を受ける店舗周辺の生活環境の保持を図るとともに、大型店舗の適正な立地を推進し良好な商業環境の整備を支援するため、大規模小売店舗立地法に基づく届け出等に対し審査、指導を行います。